

三重県森林整備発注標準

(令和7年6月1日適用)

三重県が発注する森林整備（治山事業及び災害緩衝林整備事業（以下「治山事業等」という。）において実施する森林施業（地拵え、植付け、下刈り、本数調整伐、受光伐、除伐、主伐、枝落とし等）、簡易施設（歩道、木柵工、木製土留工等）等の施工をいう。）の発注標準は、三重県森林整備発注標準策定要領（以下「要領」という。）に基づき別表のとおり定めるものとします。

(1) 別表の格付け基準における経営事項審査評点は、経営状況、工事施工実績、施工能力及び技術力等による点数を加算して得た点数とします。

$$\begin{aligned} \text{経営事項評価点数} &= \text{① 経営状況による点数} \\ &+ \text{② 工事施工実績による点数} \\ &+ \text{③ 施工能力による点数} \\ &+ \text{④ 施工管理技術力による点数} \\ &+ \text{⑤ 選木技術力による点数} \\ &+ \text{⑥ 林業にかかる担い手の育成・確保への取組体制による点数} \\ &+ \text{⑦ 福利厚生状況による点数} \\ &+ \text{⑧ 安全管理による点数} \end{aligned}$$

① 経営状況による点数

経営状況（資本金又は出資金）に応じた点数を加算します。

表1

資本金又は出資金		点数	資本金又は出資金		点数
以上	未満		以上	未満	
	1千万円	0	5千万円	1億円	30
1千万円	3千万円	10	1億円		40
3千万円	5千万円	20			

② 工事施工実績による点数

三重県、県内市町又は近畿中国森林管理局が発注した三重県内の森林整備事業（森林整備に係る入札参加者登録要領第2に規定する森林整備

に限る)で、完成認定を受けた過去3カ年分の森林整備の受注額を3で除した値に応じた点数を加算します。

なお、「完成認定を受けた森林整備の受注額」には、複数年にわたる森林整備事業を受注した場合において中間検査等により認定された部分にかかる部分払等の額を含みます。

表2

工事施工実績		点数	工事施工実績		点数
以上	未満		以上	未満	
	1千万円	0	5千万円	1億円	30
1千万円	3千万円	5	1億円		50
3千万円	5千万円	10			

③ 施工能力による点数

雇用関係にある通年雇用の作業員の人数に応じた点数を加算します。

表3

作業員人数		点数	作業員人数		点数
以上	未満		以上	未満	
	5人	0	15人	20人	20
5人	10人	5	20人		40
10人	15人	10			

④ 施工管理技術力による点数

雇用関係にある専門技術者(林業技士(経営部門)^{*1}又は統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)^{*2}(以下「FM」という。))の人数に応じた点数を加算します。

なお、林業技士(経営部門)であり、かつFMでもある専門技術者を1名雇用している場合、林業技士(経営部門)の人数として数えます。

表4

施工管理にかかる専門技術者人数		点数	施工管理にかかる専門技術者人数		点数
以上	未満		以上	未満	
	1人	0	3人	4人	60
1人	2人	20	4人		80
2人	3人	40			

⑤ 選木技術力による点数

雇用関係にある専門技術者（林業技士（経営部門）、FM、間伐技術指導員^{※3}又は現場管理責任者（フォレストリーダー）^{※2}（以下「FL」という。))の人数に応じた点数を加算します。

なお、専門技術者は重複して数えません。（(例) FMであり、かつFLでもある専門技術者を1名雇用している場合、専門技術者1名と数えます。）

また、④の専門技術者とは区別して数えます。（(例) FMであり、かつFLでもある専門技術者を1名雇用している場合、④で1名、⑤で1名と数えます。）

表5

選木にかかる 専門技術者人数		点数	選木にかかる 専門技術者人数		点数
以上	未満		以上	未満	
	1人	0	3人	4人	30
1人	2人	10	4人		50
2人	3人	20			

⑥ 林業にかかる担い手の育成・確保への取組体制による点数

雇用関係にある専門技術者（FL及びFM）の人数に応じた点数を加算します。

なお、④及び⑤の専門技術者とは区別して数えます。（FLであり、かつFMでもある専門技術者を1名雇用している場合、④で1名、⑤で1名、⑥で1名と数えます。）

表6

担い手育成にかかる 専門技術者人数		点数
以上	未満	
	1人	0
1人	2人	10
2人		20

⑦ 福利厚生状況による点数

中小企業退職金共済制度又は林業退職金共済制度への加入の有無及び通年雇用作業員に対する加入者の割合に応じた点数を加算します。

表 7

退職金共済加入者 割合		点数	退職金共済加入者 割合		点数
以上	未満		以上	未満	
	50%	-20	80%	90%	0
50%	70%	-10	90%	100%	10
70%	80%	-5	100%		20

⑧ 安全管理による点数

過去3ヶ年に発生した休業4日以上労働災害事故件数を3で除した値に応じた点数を加算します。

表 8

平均事故発生件数		点数	平均事故発生件数		点数
以上	未満		以上	未満	
5件		-30	2件	3件	-5
4件	5件	-20		2件	0
3件	4件	-10			

(2) 別表の格付け基準における平均施業高は、(1) ②に基づいて算出した完成認定を受けた森林整備の受注額を3で除した値の千の位以下を切り捨てた値とします。

(3) 別表の格付け基準における専門技術者は、雇用関係にある次の専門技術者の人数とします。

① 林業技士（経営部門）又はFM

各名簿に登録された、または登録及び更新が確実である次の専門技術者の人数とします。

なお、専門技術者は重複して数えません。（林業技士（経営部門）であり、かつFMでもある専門技術者を1名雇用している場合、林業技士（経営部門）1名と数えます。）

・ 林業技士（経営部門）

林業技士登録者名簿の登録及び更新が確実である林業技士（経営部門）

・ FM

研修修了者名簿の登録及び更新が確実であるFM

② 間伐技術指導員、FM、FL又は林業技士（経営部門）

各名簿等に登録された、または登録及び更新が確実である次の専門技術者の人数とします。

なお、専門技術者は重複して数えません。（間伐技術指導員であり、かつFLでもある専門技術者を1名雇用している場合、間伐技術指導員1名と数えます。）

・間伐技術指導員

間伐技術指導員登録台帳の登録及び更新が確実である間伐技術指導員

・FM

研修修了者名簿の登録及び更新が確実であるFM

・FL

研修修了者名簿の登録及び更新が確実であるFL

・林業技士（経営部門）

林業技士登録者名簿の登録及び更新が確実である林業技士（経営部門）

- ※1 一般社団法人日本森林技術協会の認定する林業技士（林業経営部門）のこと
- ※2 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成8年5月24日農林水産省令第25号）に基づき農林水産省が備える研修修了者名簿に登録したFL又はFMのこと
- ※3 三重県間伐等推進対策協議会要綱に基づき間伐技術指導員登録台帳に記載された間伐技術指導員のこと

別表

区分	設計金額 (消費税を含む)	格付け基準
A	無制限	① 林業技士（経営部門）又はFMが合計2名以上 ② 間伐技術指導員が3名以上 ③ 平均施業高が5,000万円以上 ④ 経営事項審査評点が150点以上
B	2,000万円未満	① 林業技士（経営部門）又はFMが合計2名以上 ② 間伐技術指導員が2名以上 ③ 平均施業高が3,000万円以上 ④ 経営事項審査評点が120点以上
C	1,000万円未満	① 林業技士（経営部門）又はFMが1名以上 ② 間伐技術指導員が1名以上 ③ 平均施業高が1,000万円以上 ④ 経営事項審査評点が100点以上
D	500万円未満	① 林業技士（経営部門）又はFMが1名以上 ② 間伐技術指導員、FM、FL又は林業技士（経営部門）が1名以上

注1) 区分への格付けは、別表に示す格付け基準のすべての条件を満たして
なくてはなりません。